

公告第24号

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定より公告する。

令和7年8月25日

湯沢雄勝広域市町村圏組合
管理者 佐藤 一夫

1 入札に付する事項（業務）

- (1) 委託業務の名称 消防庁舎 非常用発電設備予防保全点検及び負荷運転
- (2) 委託箇所 湯沢市表町三丁目3番14号
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年12月26日
- (4) 予定価格 有（事前公表は行わない）
- (5) 最低制限価格 無

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本組合物品購入等競争入札参加資格者登録要綱（平成31年告示第6号）第5条第1項に定める物品等入札参加資格者名簿の「消防設備保守管理」の営業種目に登載されていること。
- (3) 令和3年度以降において本件入札に付する業務と同種又は類似業務の履行実績を有すること。
- (4) 入札参加資格の確認申請の提出期限の日から落札の決定の日までにおいて、本組合物品購入等入札参加資格者指名停止基準（平成31年訓令第7号）第2条第1項による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 社会保険に加入し、かつ、社会保険に滞納がない者であること。ただし、法令の規定により適用を除外されている者は、この限りでない。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、次により競争入札参加資格確認の申請を行うこと。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同種又は類似業務の実績（様式第2号）

(2) 提出期限 令和7年9月3日（水）午後4時まで

(3) 提出先 〒012-0827

秋田県湯沢市表町三丁目3番14号

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部総務課

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、送達の実事が確認できる方法（「書留」・「簡易書留」・「配達証明」・「レターパックプラス」）に限る。

(5) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

(6) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において、入札参加を辞退することができる。この場合、入札辞退届（任意様式）を速やかに提出しなければならない。

なお、入札辞退届を提出したあと、当該届の撤回（同一入札案件に参加すること）はできないものとする。

また、入札日時に遅れた場合、本件入札を棄権したものとみなす。

4 設計図書等の閲覧

本件入札に係る仕様書、図面、契約書案及び金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）は、本組合ホームページに掲載する。

本組合ホームページ <http://www.yutopia.or.jp/~yokoiki>

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

湯沢市の規則を準用する規則（平成9年規則第5号）において準用する湯沢市財務規則（平成17年湯沢市規則第49号。以下「財務規則」という。）第104条第1項第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

財務規則第123条の規定による。

6 質問及び回答

本件入札に関する質問がある場合は、書面で提出すること。

(1) 提出方法 件名を「消防庁舎非常用発電設備予防保全点検及び負荷運転に関する質問書」としたFAX又は電子メールで提出すること（様式任意）。

- (2) 提出先 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部総務課
FAX番号 0183-73-0734
E-mail yuzawafd@yukoiki.or.jp
- (3) 受付期間 令和7年8月29日(金) 午後4時まで
- (4) 回答 令和7年9月2日(火) 午後5時までに、本組合ホームページで公表する。

質問に対する回答は、仕様書と同等の効力を有するものとする。

7 入札に関する事項

- (1) 入札日時 令和7年9月4日(木) 午前11時
- (2) 入札場所 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎 2階講堂
- (3) 予定価格 事後公表とする。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) 入札書の提出及び開札の方法等
- ア 入札に参加する者(代理人を含む。)は、入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会うこと。なお、入札書は封入を要しない。
- イ 代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出すること。
- ウ 開札は、入札終了後、直ちに行う。
- エ 入札執行回数は、2回(予定価格事後公表)とする。
- オ 入札書の書き換え及び撤回はできない。
- カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- キ 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者(最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者)のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2人以上であるときは、次に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- ア 初めにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせる。
- イ 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ順位を決定する。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれかにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

ア 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

イ 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれあって著しく不相当であると認められるとき

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2人以上である場合は、(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 管理者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。この場合において、入札執行者は口頭により通知することができる。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（湯沢雄勝広域市町村圏組合の休日を定める条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、管理者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して苦情の申立を行うことができる。

9 入札の無効

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者の入札

(6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札、又は金額を訂正した入札

(8) 委任状を提出しない代理人のした入札

(9) 記名押印を欠く入札

(10) 入札書において、記載されている入札日の日付が入札公告に示す入札執行日の日付と異なる又は日付の記載がない場合

(11) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札

(12) 開札から落札決定までの間に、入札参加資格要件を満たさないことが確認された者のした入札

(13) 上記に定めるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反すると認められる入札

10 落札決定後の手続等

落札者は、落札決定後 7 日以内に、本組合との間に契約を締結するものとする。

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることができる。
- (3) 納入期限は、諸事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札に当たっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 天変、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が本公告の 2 に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、管理者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、財務規則その他入札に関する規定による。

消 防 長		次 長		課 長		班 長		班 員		検 算		設 計	
<p>委託業務の名称</p> <p>消防庁舎 非常用発電設備予防保全点検及び負荷運転 金抜き設計書</p>													
<p>業 務 番 号</p> <p>委 託 箇 所 湯沢市表町三丁目 3 番14号 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎</p>													
<p>仕 様 概 要</p>													
<p>業 務 内 容 非常用発電設備の予防保全点検及び負荷運転</p> <p>履 行 期 間</p> <p>履行期間（自） 契約締結日の翌日</p> <p>履行期間（至） 令和7年12月26日</p> <p>設 計 額</p>													

消防庁舎非常用発電設備予防保全点検及び負荷運転
仕様書

令和7年度

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部

1 適用

本仕様書は、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎（以下「消防庁舎」という。）に設置の非常用発電設備が正常に電力を供給するために必要な点検事項を定める。

2 目的

消防法第 17 条の 3 の 3 及び関係法令に基づいて非常用発電設備を、定期的に点検し、予防的な保全策及び負荷運転を行うもの。

3 保守範囲

(1) 対象設備概要

自家発電装置型式	AP300C-5S
機関型式	6HAL2-HT
出力/回転数	224kW/1500min-1
機関番号	7896
発電機メーカー	澤藤電機株式会社
発電機容量	250kVA
発電機電圧/電流	200V/722A
使用燃料	ローサルA重油
発電機番号	9ADN0173
発電機製造年月日	2019年

(2) 対象設備設置場所

秋田県湯沢市表町三丁目3番14号
消防庁舎3階発電機室

(3) 点検内容

項目	予防保全点検：1年1回 負荷運転：6年1回※運転性能維持に必要な保全策を毎年実施している場合
消耗品交換	交換周期該当部品の交換作業 交換部品：機関潤滑油、機関冷却水、潤滑油エレメント、燃料エレメント、油水分離器エレメント、蓄電池、消耗パッキン

4 点検要領

(1) 負荷運転は、疑似負荷試験で実施する。

(2) 業務の実施において消防設備士または消防設備点検資格者及び、自家発電設備専門技術者の資格両方を有するものを業務責任者として選任し、負荷運転実施時は必ず立ち会うこと。

- (3) 負荷運転において機材等の移動・設置時は周辺に危害を及ぼさないようにすること。
- (4) 負荷運転は、定格出力の30%以上の負荷を加えて一定時間連続運転すること。
- (5) 運転試験時間は、概ね1時間～2時間程度とし1日で終了させること。
- (6) また疑似負荷装置付近には、必要に応じて危険標識を設置し、監視員を配置すること。

5 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで

6 点検業務報告

点検を実施した後、点検報告書により速やかに消防本部に報告すること。

7 連絡責任者等

発注者は、連絡する者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。